

2025年農林業センサス
佐賀県の概要（概数値）
＜農林業経営体調査＞

2026年3月12日
佐賀県政策部統計分析課

目 次

ページ

I	調査結果の概要	1
1	農林業経営体	2
2	農業経営体	3
(1)	農業経営体数	3
(2)	経営耕地面積	4
(3)	経営耕地面積規模別の農業経営体数	4
(4)	経営耕地面積規模別の経営耕地面積	5
(5)	水稲作付面積規模別の農業経営体数	6
(6)	農産物販売金額規模別の農業経営体数	7
(7)	農産物販売金額1位の部門別農業経営体数	7
(8)	青色申告を行っている農業経営体数	8
(9)	データを活用した農業を行っている農業経営体数	8
(10)	主副業別農業経営体数（個人経営体）	9
(11)	基幹的農業従事者数（個人経営体）	10
3	林業経営体	11
(1)	林業経営体数	11
(2)	保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合	11
II	統計表	12
1	農林業経営体調査	13
(1)	農林業経営体	13
2	農業経営体	14
(1)	組織形態別経営体数	14
(2)	経営耕地の状況	15
(3)	経営耕地面積規模別経営体数	16
(4)	経営耕地面積規模別面積	17
(5)	販売目的の水稲作付面積規模別経営体数	18
(6)	農産物販売金額規模別経営体数	19
(7)	農産物販売金額1位の部門別経営体数	20

(8) 青色申告を行っている経営体数	21
(9) データを活用した農業を行っている経営体数	21
(10) 農畜産物の輸出を行っている経営体数	22
(11) 農業生産関連事業の加工品等の輸出を行っている経営体数	23
(12) 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）	24
(13) 年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）	25
(14) 農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）	26
3 林業経営体	27
(1) 組織形態別経営体数	27
(2) 保有山林面積規模別経営体数	28
III 調査の概要	29

I 調査結果の概要

【調査結果の概要】

1 農林業経営体

佐賀県の農林業経営体数（2025年2月1日現在）は12,497経営体で、5年前に比べ2,017経営体（13.9%）減少した。

このうち、農業経営体は12,403経営体、林業経営体は219経営体となり、5年前に比べそれぞれ1,927経営体（13.4%）、187経営体（46.1%）減少した。

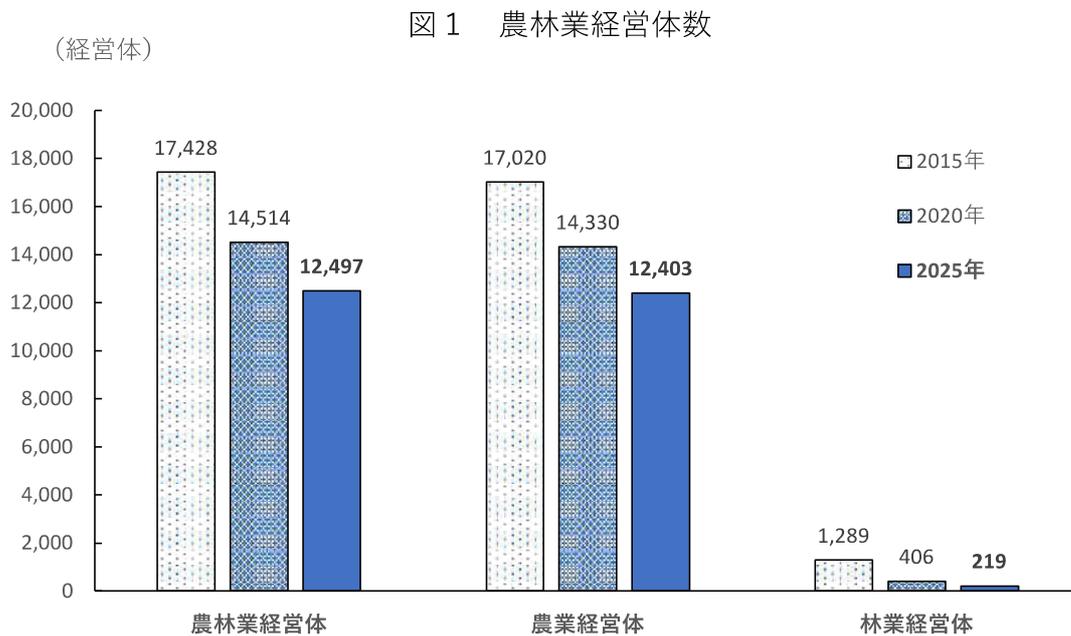


表1 農林業経営体数

(単位：経営体)

区分	農林業経営体		農業経営体		林業経営体	
	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀
2015年	1,404,488	17,428	1,377,266	17,020	87,284	1,289
2020年	1,092,250	14,514	1,075,705	14,330	34,001	406
2025年	839,161	12,497	828,405	12,403	22,831	219
増減率 (%)						
2020年/2015年	△ 22.2	△ 16.7	△ 21.9	△ 15.8	△ 61.0	△ 68.5
2025年/2020年	△ 23.2	△ 13.9	△ 23.0	△ 13.4	△ 32.9	△ 46.1

2 農業経営体

(1) 農業経営体数

農業経営体のうち、個人経営体は11,581経営体で、5年前に比べ1,836経営体（13.7%）、団体経営体は822経営体で91経営体（10.0%）減少した。

表2 農業経営体数

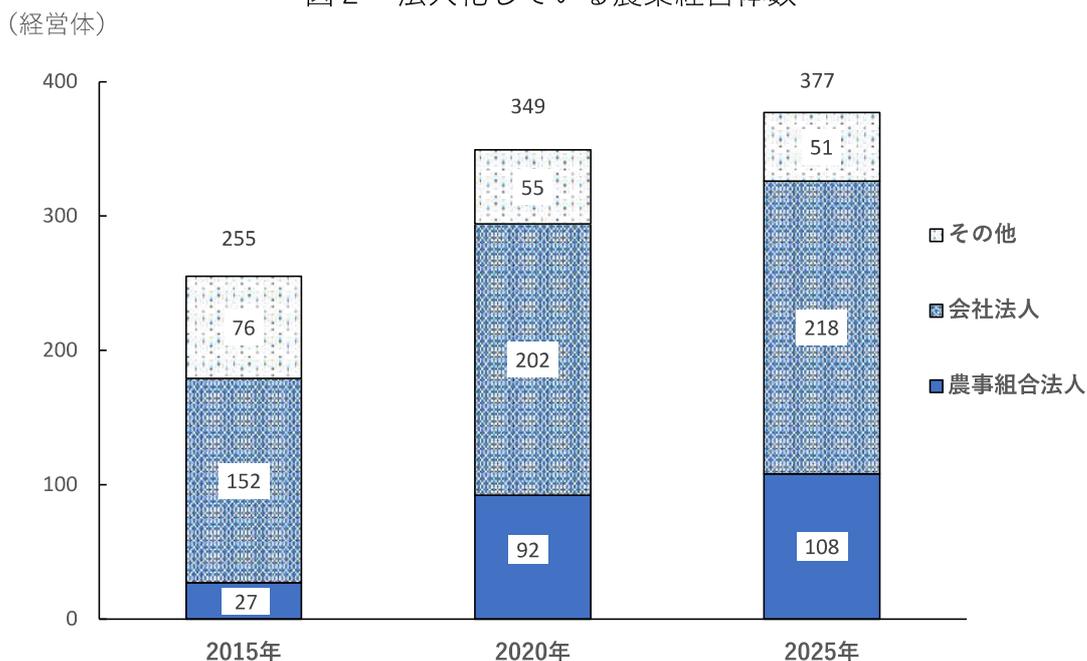
(単位：経営体)

区分	農業経営体 ①+②	個人経営体 ①	団体経営体		団体経営体に占める 法人割合 (%)
			②	法人経営体	
2015年	17,020	15,994	1,026	255	24.9
2020年	14,330	13,417	913	349	38.2
2025年	12,403	11,581	822	377	45.9
増減率 (%)					
2020年/2015年	△ 15.8	△ 16.1	△ 11.0	36.9	-
2025年/2020年	△ 13.4	△ 13.7	△ 10.0	8.0	-

団体経営体のうち法人経営体は377経営体で、5年前に比べ28経営体（8.0%）増加した。この結果、団体経営体に占める法人経営体の割合は45.9%となり、7.7ポイント上昇した。

また、法人経営体の内訳を見ると、会社法人は218経営体、農事組合法人は108経営体となり、5年前に比べそれぞれ16経営体増加した。

図2 法人化している農業経営体数



(2) 経営耕地面積

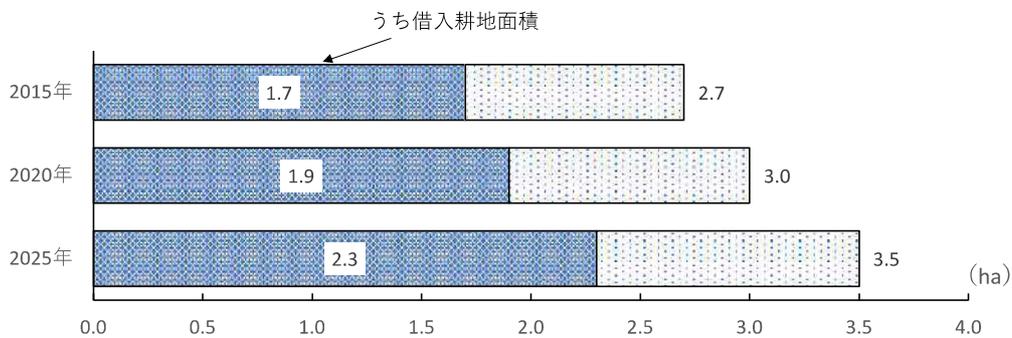
経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は、3.5haで、5年前に比べ16.7%増加した。

表3 1農業経営体当たりの経営耕地面積

(単位：経営体、ha)

区分	経営耕地のある 経営体	経営耕地面積		1農業経営体当たり の経営耕地面積	
			うち借入耕地面積		うち借入耕地面積
2015年	16,446	44,308	27,410	2.7	1.7
2020年	13,911	41,836	26,701	3.0	1.9
2025年	12,054	41,916	27,420	3.5	2.3

図3 1農業経営体当たりの経営耕地面積



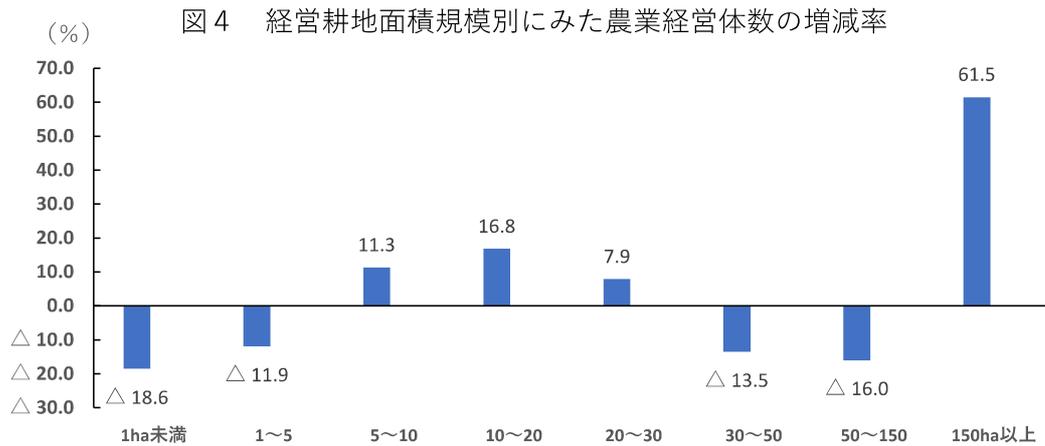
(3) 経営耕地面積規模別の農業経営体数

経営耕地面積規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ5~30ha未満の各層及び150ha以上層で農業経営体数が増加した。

表4 経営耕地面積規模別の農業経営体数

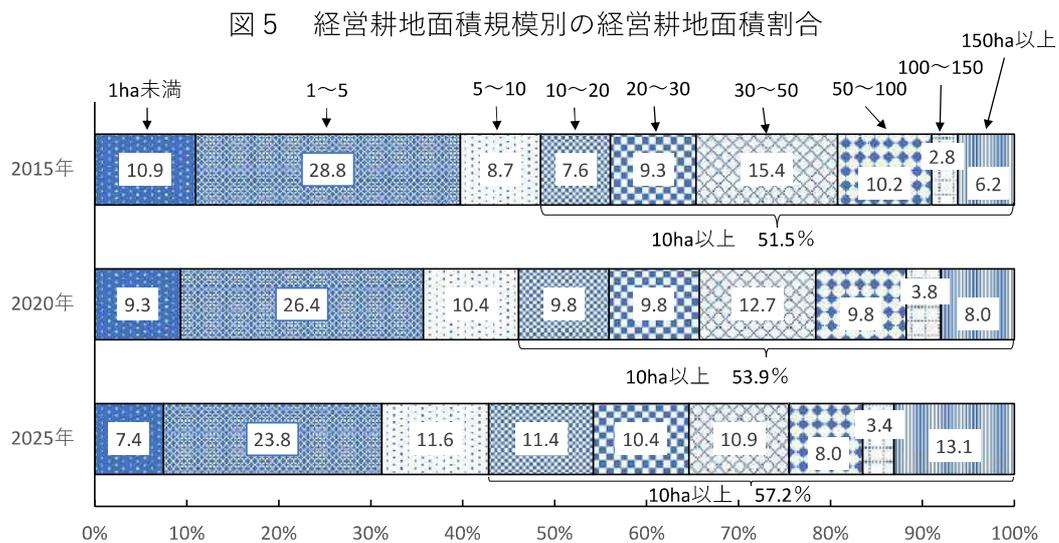
(単位：経営体)

区分	計	経営耕地 なし	経営耕地面積規模別							
			1ha未満	1~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~150	150ha 以上
2015年	17,020	574	8,660	6,532	576	240	166	181	79	12
2020年	14,330	419	7,065	5,515	640	297	165	141	75	13
2025年	12,403	349	5,752	4,859	712	347	178	122	63	21
増減率 (%)										
2020年 /2015年	△ 15.8	△ 27.0	△ 18.4	△ 15.6	11.1	23.8	△ 0.6	△ 22.1	△ 5.1	8.3
2025年 /2020年	△ 13.4	△ 16.7	△ 18.6	△ 11.9	11.3	16.8	7.9	△ 13.5	△ 16.0	61.5



(4) 経営耕地面積規模別の経営耕地面積

農業経営体の経営耕地面積を規模別にみると、10ha以上の農業経営体の経営耕地面積が全体の57.2%を占め、5年前に比べて3.3ポイント上昇した。



(5) 水稲作付面積規模別の農業経営体数

販売目的で水稲を作付けした農業経営体数は8,238経営体で、5年前に比べ、978経営体(10.6%)減少した。

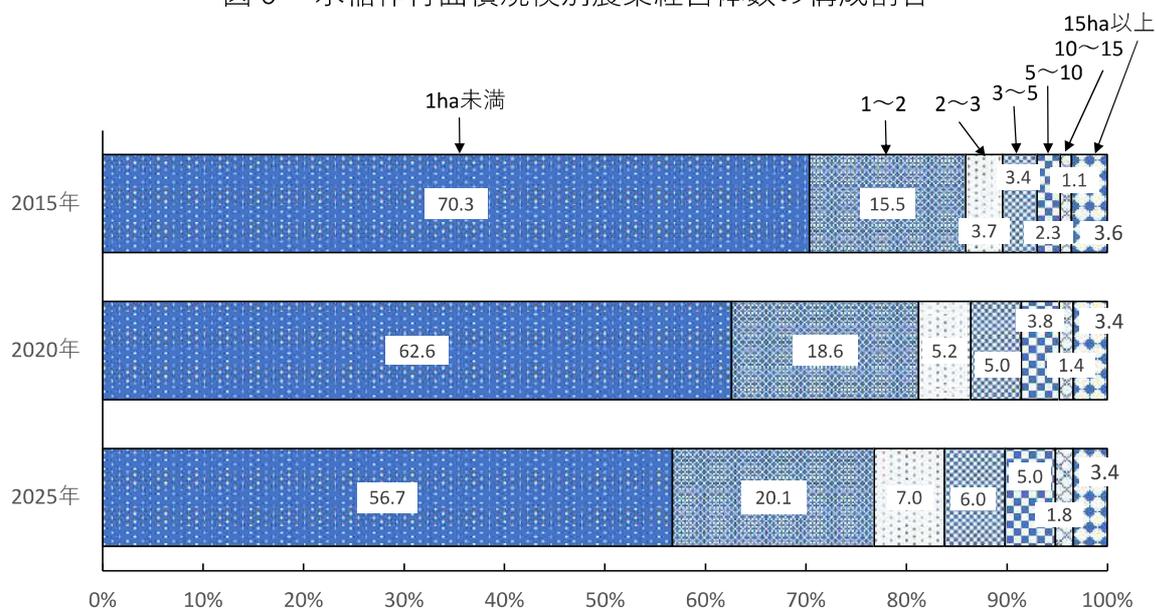
水稲作付面積規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ2ha未満及び15ha以上の各層では減少しているものの、2～15ha未満の各層では増加した。

表5 水稲作付面積規模別の農業経営体数

(単位：経営体)

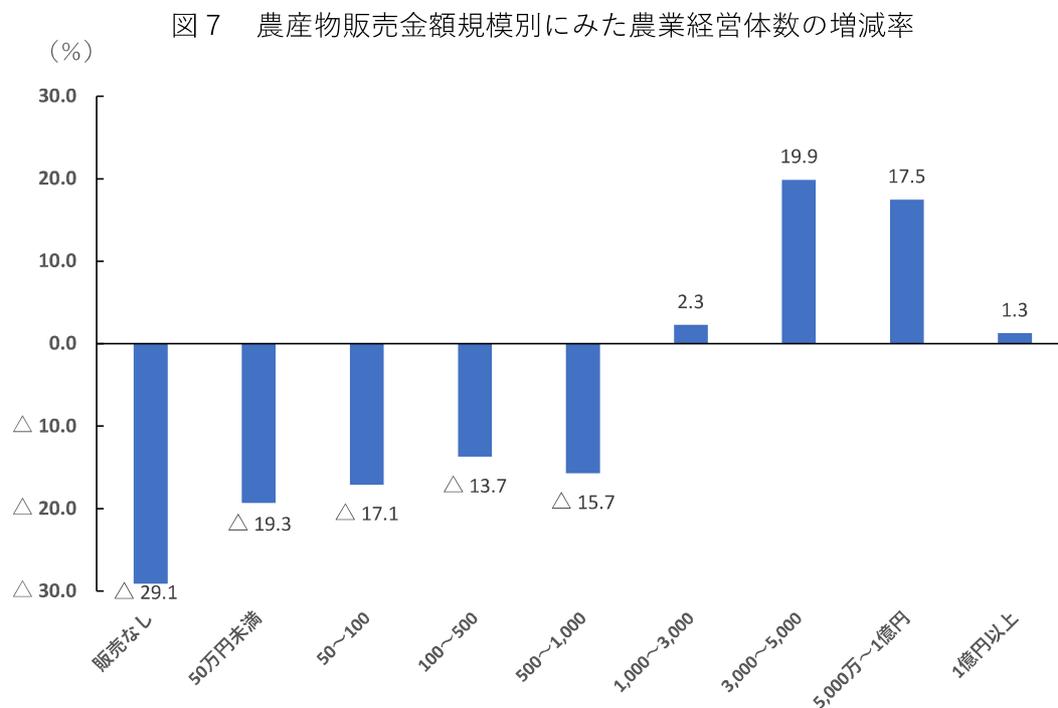
区分	計	1ha未満	1～2	2～3	3～5	5～10	10～15	15ha以上
2015年	10,491	7,375	1,630	386	361	240	118	381
2020年	9,216	5,772	1,710	478	462	347	131	316
2025年	8,238	4,668	1,658	578	495	411	146	282
増減率(%)								
2020年/2015年	△ 12.2	△ 21.7	4.9	23.8	28.0	44.6	11.0	△ 17.1
2025年/2020年	△ 10.6	△ 19.1	△ 3.0	20.9	7.1	18.4	11.5	△ 10.8

図6 水稲作付面積規模別農業経営体数の構成割合



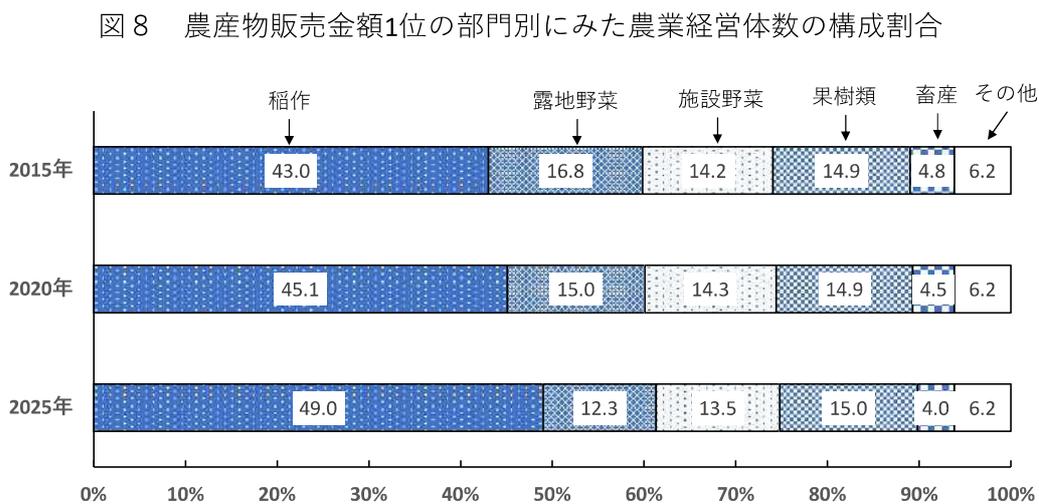
(6) 農産物販売金額規模別の農業経営体数

農産物販売金額規模別に農業経営体数の増加率を見ると、5年前に比べ1,000万円以上の各層で農業経営体数が増加した。



(7) 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数

農産物販売金額1位の部門別に農業経営体数の構成割合を見ると、稲作が49.0%となり、5年前に比べ3.9ポイント上昇した。また、露地野菜は5年前に比べ2.7ポイント下降した。



(8) 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は6,258経営体で、5年前に比べ105経営体（1.7%）増加した。このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は2,860経営体で、5年前に比べ2.7%増加し、簡易簿記は2,986経営体で、5年前に比べ1.4%増加した一方、現金主義の経営体は、412経営体で、5年前に比べ2.6%減少した。

表6 青色申告を行っている農業経営体数

（単位：経営体）

区分	計	青色申告を行っていない	青色申告を行っている			
			小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義
2020年	14,330	8,177	6,153	2,784	2,946	423
2025年	12,403	6,145	6,258	2,860	2,986	412
構成比 (%)						
2020年	100.0	57.1	42.9	19.4	20.6	3.0
2025年	100.0	49.5	50.5	23.1	24.1	3.3
増減率 (%)						
2025年/2020年	△ 13.4	△ 24.9	1.7	2.7	1.4	△ 2.6

(9) データを活用した農業を行っている農業経営体数

データ（気象状況、市況、農作業履歴、生育状況等の情報）を活用した農業を行っている農業経営体数は5,052経営体で、農業経営体に占める割合は40.7%となった。

表7 データを活用した農業を行っている農業経営体数

（単位：経営体）

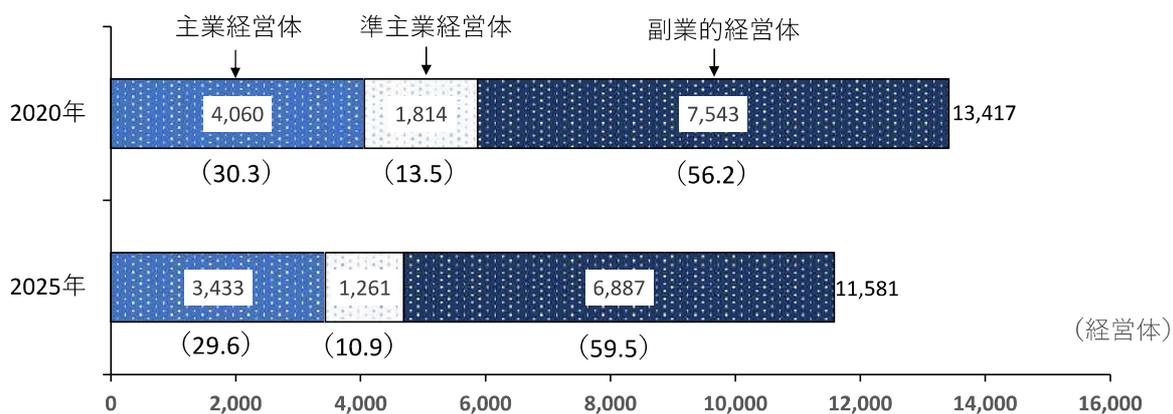
区分	計	データを 活用した 農業を 行ってい ない 経営体	データを活用した農業を行っている				
			小計 (実数)	気象・市況 等のデータ を見て農業	農作業履歴 等のデータ をパソコン 等で記録	機器・セン サーを用い て生育状況 等のデータ を計測・取 得し分析	データ分析 を活用した 営農上の サービスや サポートを 利用
経営体数	12,403	7,351	5,052	4,581	1,348	480	626
構成比 (%)	100.0	59.3	40.7	36.9	10.9	3.9	5.0

(10)主副業別農業経営体数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は3,433経営体で5年前に比べ、627経営体（15.4％）の減少、準主業経営体は1,261経営体で553経営体（30.5％）の減少、副業的経営体は6,887経営体で656経営体（8.7％）の減少となった。

一方、主業経営体が占める割合は29.6％となり、5年前に比べ0.7ポイント減少した。

図9 主副業別農業経営体数（個人経営体）



注：（ ）内は個人経営体数に占める割合（％）である。

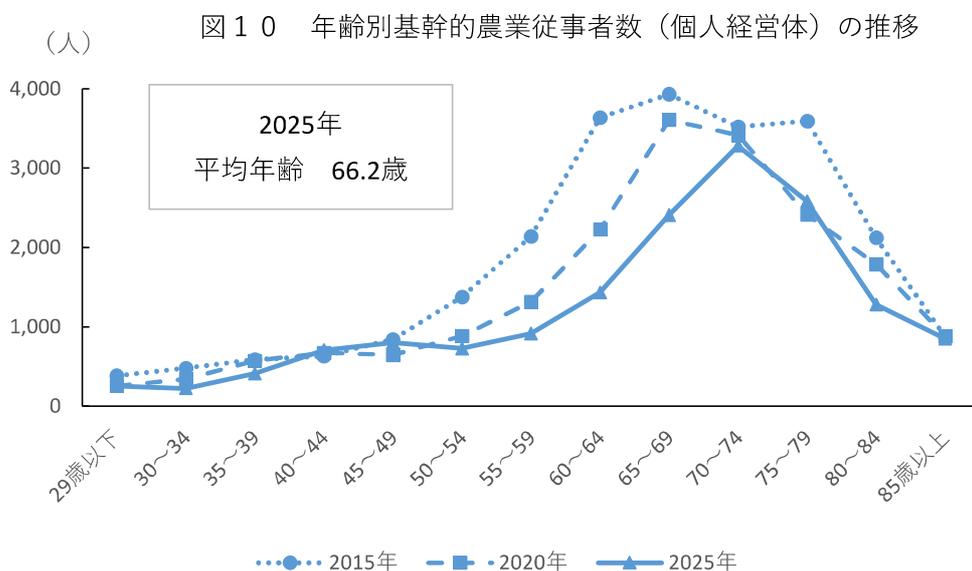
(11) 基幹的農業従事者数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（自営農業を主な仕事としている世帯員）は15,867人で、5年前に比べ3,148人（16.6%）減少した。

表8 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

（単位：人）

区分	計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上			
							小計	65～69	70～79	80歳以上
2015年	24,119	382	1,069	1,472	3,517	3,636	14,043	3,931	7,114	2,998
2020年	19,015	255	912	1,319	2,197	2,226	12,106	3,608	5,831	2,667
2025年	15,867	253	635	1,505	1,642	1,432	10,400	2,409	5,863	2,128
構成比（%）										
2015年	100.0	1.6	4.4	6.1	14.6	15.1	58.2	16.3	29.5	12.4
2020年	100.0	1.3	4.8	6.9	11.6	11.7	63.7	19.0	30.7	14.0
2025年	100.0	1.6	4.0	9.5	10.3	9.0	65.5	15.2	37.0	13.4



3 林業経営体

(1) 林業経営体数

林業経営体のうち、個人経営体は156経営体、団体経営体は63経営体となり、5年前に比べそれぞれ144経営体（48.0%）、43経営体（40.6%）減少した。

団体経営体に占める法人経営体の割合は58.7%となり、4.0ポイント上昇した。

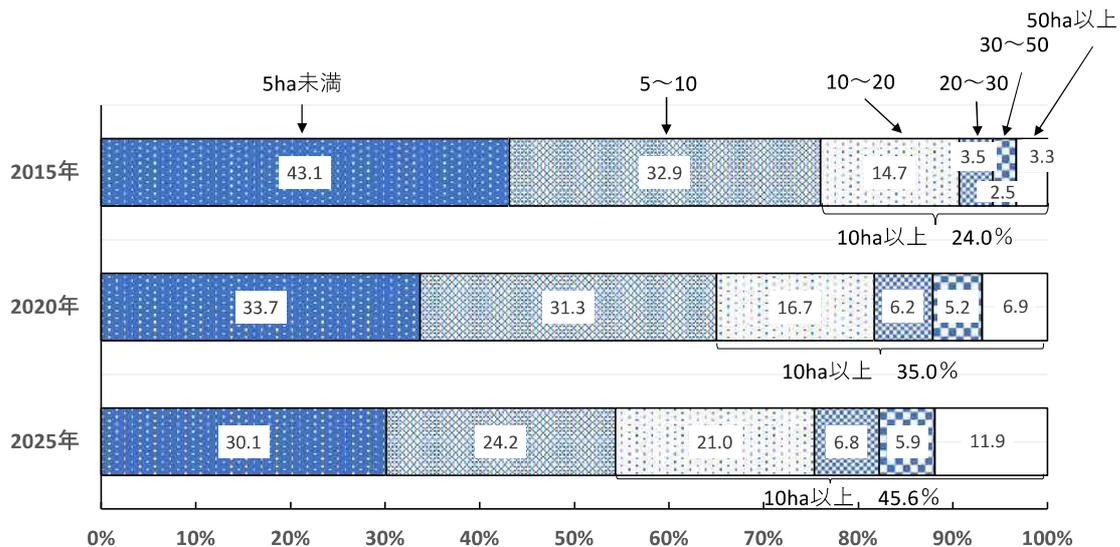
表9 林業経営体数

区分	林業経営体	個人経営体	団体経営体	団体経営体に占める法人の割合（%）	
				法人経営体	法人の割合（%）
2015年	1,289	1,082	207	91	44.0
2020年	406	300	106	58	54.7
2025年	219	156	63	37	58.7
増減率（%）					
2020年/2015年	△ 68.5	△ 72.3	△ 48.8	△ 36.3	-
2025年/2020年	△ 46.1	△ 48.0	△ 40.6	△ 36.2	-

(2) 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合

保有山林面積規模別に林業経営体数の構成割合を見ると、5ha未満が30.1%、次いで5～10haが24.2%、10～20haが21.0%となった。保有山林面積が10ha以上ある林業経営体が45.6%を占め、5年前に比べて10.6ポイント上昇した。

図11 保有山林面積規模別にみた林業経営体数の割合



II 統計表

	ページ
1 農林業経営体調査	
(1) 農林業経営体	13
2 農業経営体	
(1) 組織形態別経営体数	14
(2) 経営耕地の状況	15
(3) 経営耕地面積規模別経営体数	16
(4) 経営耕地面積規模別面積	17
(5) 販売目的の水稻作付面積規模別経営体数	18
(6) 農産物販売金額規模別経営体数	19
(7) 農産物販売金額1位の部門別経営体数	20
(8) 青色申告を行っている経営体数	21
(9) データを活用した農業を行っている経営体数	21
(10) 農畜産物の輸出を行っている経営体数	22
(11) 農業生産関連事業の加工品等の輸出を行っている経営体数	23
(12) 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）	24
(13) 年齢階層別基幹的農業従事者数（個人経営体）	25
(14) 農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）	26
3 林業経営体	
(1) 組織形態別経営体数	27
(2) 保有山林面積規模別経営体数	28

1 農林業経営体調査
 (1) 農林業経営体

単位：経営体

県・市町		農林業経営体				農業経営体				林業経営体				
		個人経営体	団体経営体	法人経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体				
佐賀県 計	(1)	12,497	11,615	882	411	12,403	11,581	822	377	219	156	63	37	(1)
佐賀市	(2)	1,999	1,793	206	85	1,981	1,786	195	79	48	37	11	6	(2)
唐津市	(3)	2,331	2,236	95	73	2,313	2,227	86	67	63	53	10	7	(3)
鳥栖市	(4)	186	161	25	18	181	160	21	14	6	2	4	4	(4)
多久市	(5)	442	426	16	10	434	426	8	5	9	1	8	5	(5)
伊万里市	(6)	1,387	1,349	38	14	1,382	1,349	33	12	11	6	5	2	(6)
武雄市	(7)	367	294	73	21	365	294	71	19	2	-	2	2	(7)
鹿島市	(8)	686	633	53	16	677	628	49	15	15	11	4	1	(8)
小城市	(9)	511	450	61	16	505	447	58	16	8	5	3	-	(9)
嬉野市	(10)	753	710	43	20	749	708	41	19	8	6	2	1	(10)
神埼市	(11)	595	543	52	30	593	543	50	28	11	9	2	2	(11)
吉野ヶ里町	(12)	119	102	17	8	117	102	15	6	2	-	2	2	(12)
基山町	(13)	115	104	11	6	113	104	9	5	3	1	2	1	(13)
上峰町	(14)	61	50	11	-	61	50	11	-	-	-	-	-	(14)
みやき町	(15)	266	223	43	10	266	223	43	10	-	-	-	-	(15)
玄海町	(16)	304	300	4	4	304	300	4	4	-	-	-	-	(16)
有田町	(17)	430	405	25	7	427	405	22	7	9	6	3	-	(17)
大町町	(18)	60	55	5	5	60	55	5	5	-	-	-	-	(18)
江北町	(19)	187	167	20	12	187	167	20	12	-	-	-	-	(19)
白石町	(20)	1,204	1,138	66	40	1,204	1,138	66	40	-	-	-	-	(20)
太良町	(21)	494	476	18	16	484	469	15	14	24	19	5	4	(21)

2 農業経営体
 (1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

県・市町	合計	法人化している													地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体	任意団体	
		計	農事組合法人	会社				各種団体				その他の法人							
				小計	株式会社	合名・合資会社	合同会社	相互会社	小計	農協	森林組合		その他の各種団体						
佐賀県 計 (1)	12,403	377	108	218	206	1	11	-	36	31	-	5	15	-	12,026	11,581	445	(1)	
佐賀市 (2)	1,981	79	25	40	37	-	3	-	9	7	-	2	5	-	1,902	1,786	116	(2)	
唐津市 (3)	2,313	67	8	51	47	-	4	-	5	3	-	2	3	-	2,246	2,227	19	(3)	
鳥栖市 (4)	181	14	4	9	8	1	-	-	-	-	-	-	1	-	167	160	7	(4)	
多久市 (5)	434	5	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	429	426	3	(5)	
伊万里市 (6)	1,382	12	-	10	10	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1,370	1,349	21	(6)	
武雄市 (7)	365	19	5	13	13	-	-	-	1	1	-	-	-	-	346	294	52	(7)	
鹿島市 (8)	677	15	5	6	6	-	-	-	4	4	-	-	-	-	662	628	34	(8)	
小城市 (9)	505	16	2	14	13	-	1	-	-	-	-	-	-	-	489	447	42	(9)	
嬉野市 (10)	749	19	8	8	8	-	-	-	2	1	-	1	1	-	730	708	22	(10)	
神埼市 (11)	593	28	16	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	565	543	22	(11)	
吉野ヶ里町 (12)	117	6	-	5	4	-	1	-	-	-	-	-	1	-	111	102	9	(12)	
基山町 (13)	113	5	1	4	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	108	104	4	(13)	
上峰町 (14)	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	50	11	(14)	
みやき町 (15)	266	10	3	5	5	-	-	-	2	2	-	-	-	-	256	223	33	(15)	
玄海町 (16)	304	4	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	300	-	(16)	
有田町 (17)	427	7	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	420	405	15	(17)	
大町町 (18)	60	5	2	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-	-	55	55	-	(18)	
江北町 (19)	187	12	7	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175	167	8	(19)	
白石町 (20)	1,204	40	18	13	13	-	-	-	9	9	-	-	-	-	1,164	1,138	26	(20)	
太良町 (21)	484	14	-	12	11	-	1	-	1	1	-	-	1	-	470	469	1	(21)	

2 農業経営体（続き）
 (2) 経営耕地の状況

県・市町	経営耕地のある経営体数		経営耕地 総面積	借入耕地 面積	田		畑		樹園地		1経営体当 たりの経営 耕地面積
	経営体 数	借入耕地 のある 経営体数			田のある 経営体数	経営耕地 面積	畑のある 経営体数	経営耕地 面積	樹園地 のある 経営体数	経営耕地 面積	
	経営体	経営体	ha	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	ha
佐賀県 計 (1)	12,054	6,027	41,916	27,420	10,286	36,815	4,107	2,653	2,534	2,448	3.5 (1)
佐賀市 (2)	1,914	1,056	9,991	6,917	1,727	9,540	563	205	179	246	5.2 (2)
唐津市 (3)	2,266	1,056	3,638	1,371	1,797	2,249	1,145	921	593	468	1.6 (3)
鳥栖市 (4)	173	107	985	734	160	953	45	27	4	4	5.7 (4)
多久市 (5)	425	239	901	522	352	765	83	16	174	120	2.1 (5)
伊万里市 (6)	1,361	696	1,844	717	1,239	1,453	433	150	354	242	1.4 (6)
武雄市 (7)	326	179	2,360	2,170	223	2,264	129	60	56	36	7.2 (7)
鹿島市 (8)	652	284	1,914	1,279	465	1,427	232	96	328	390	2.9 (8)
小城市 (9)	502	274	3,145	2,438	387	3,032	90	23	144	90	6.3 (9)
嬉野市 (10)	733	353	1,505	777	680	1,069	231	153	184	283	2.1 (10)
神埼市 (11)	574	308	2,711	2,026	540	2,669	123	32	24	11	4.7 (11)
吉野ヶ里町 (12)	117	47	695	611	112	688	20	5	11	3	5.9 (12)
基山町 (13)	111	64	354	294	100	224	63	126	17	4	3.2 (13)
上峰町 (14)	56	24	967	671	44	956	24	7	9	4	17.3 (14)
みやき町 (15)	261	163	1,772	1,477	241	1,740	83	30	7	2	6.8 (15)
玄海町 (16)	302	119	595	177	276	341	152	207	61	47	2.0 (16)
有田町 (17)	413	217	608	287	405	555	151	27	44	27	1.5 (17)
大町町 (18)	50	32	252	177	48	248	6	3	2	2	5.0 (18)
江北町 (19)	184	108	1,057	721	168	1,028	17	4	38	25	5.7 (19)
白石町 (20)	1,173	494	5,773	3,885	1,039	5,308	373	455	15	10	4.9 (20)
太良町 (21)	461	207	848	167	283	308	144	106	290	434	1.8 (21)

2 農業経営体（続き）

(3) 経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

県・市町	計	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0~30.0	30.0~50.0	50.0~100.0	100.0~150.0	150.0ha以上	
佐賀県 計 (1)	12,403	349	661	1,796	3,295	1,825	1,018	1,128	888	712	347	178	122	51	12	21	(1)
佐賀市 (2)	1,981	67	72	238	407	241	149	174	199	206	129	54	29	7	3	6	(2)
唐津市 (3)	2,313	47	97	350	684	441	231	219	161	57	12	7	6	1	-	-	(3)
鳥栖市 (4)	181	8	5	15	46	28	6	10	23	19	4	9	4	4	-	-	(4)
多久市 (5)	434	9	12	50	154	79	28	42	31	19	5	2	2	1	-	-	(5)
伊万里市 (6)	1,382	21	34	229	523	220	131	122	66	27	7	1	-	1	-	-	(6)
武雄市 (7)	365	39	54	57	78	29	12	22	11	11	12	19	15	3	-	3	(7)
鹿島市 (8)	677	25	60	129	165	98	48	67	40	21	6	7	4	6	-	1	(8)
小城市 (9)	505	3	49	72	98	44	32	31	28	70	36	18	15	6	2	1	(9)
嬉野市 (10)	749	16	19	169	238	105	45	56	45	33	13	5	3	2	-	-	(10)
神埼市 (11)	593	19	36	74	96	87	61	87	54	44	14	8	6	4	-	3	(11)
吉野ヶ里町 (12)	117	-	8	23	39	11	9	7	3	7	3	1	2	2	2	-	(12)
基山町 (13)	113	2	8	27	30	21	10	6	4	2	-	-	-	2	1	-	(13)
上峰町 (14)	61	5	5	7	11	7	7	2	2	4	1	5	3	1	-	1	(14)
みやき町 (15)	266	5	22	23	53	33	20	21	13	20	23	17	13	3	-	-	(15)
玄海町 (16)	304	2	10	39	87	50	38	36	23	16	1	1	-	1	-	-	(16)
有田町 (17)	427	14	15	69	175	77	28	25	9	9	2	2	1	1	-	-	(17)
大町町 (18)	60	10	-	4	10	4	4	6	12	6	1	1	1	1	-	-	(18)
江北町 (19)	187	3	16	21	20	25	15	21	16	22	14	4	8	2	-	-	(19)
白石町 (20)	1,204	31	109	134	246	146	105	118	111	105	62	15	10	3	3	6	(20)
太良町 (21)	484	23	30	66	135	79	39	56	37	14	2	2	-	-	1	-	(21)

2 農業経営体（続き）

(4) 経営耕地面積規模別面積

単位：ha

県・市町	計	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0~30.0	30.0~50.0	50.0~100.0	100.0 ~ 150.0	150.0ha 以上	
佐賀県 計 (1)	41,916	123	689	2,305	2,203	1,720	2,698	3,361	4,873	4,772	4,339	4,563	3,341	1,431	5,499	(1)
佐賀市 (2)	9,991	14	92	287	292	251	421	771	1,435	1,775	1,295	1,084	424	361	1,490	(2)
唐津市 (3)	3,638	18	134	479	534	388	524	592	377	169	155	213	56	-	-	(3)
鳥栖市 (4)	985	1	6	33	34	10	23	83	127	52	222	139	256	-	-	(4)
多久市 (5)	901	2	19	111	95	48	98	121	134	74	49	68	81	-	-	(5)
伊万里市 (6)	1,844	6	89	361	265	221	287	247	181	94	27	-	65	-	-	(6)
武雄市 (7)	2,360	9	22	52	35	21	54	42	79	168	502	577	210	-	590	(7)
鹿島市 (8)	1,914	11	48	113	118	80	158	153	134	83	171	176	435	-	232	(8)
小城市 (9)	3,145	10	27	69	53	53	75	109	499	515	429	559	370	224	153	(9)
嬉野市 (10)	1,505	4	66	164	125	75	132	163	220	174	132	104	146	-	-	(10)
神埼市 (11)	2,711	7	29	67	108	104	212	206	287	188	193	239	281	-	790	(11)
吉野ヶ里町 (12)	695	1	9	28	13	16	16	12	49	45	29	93	145	238	-	(12)
基山町 (13)	354	2	10	21	24	17	15	16	12	-	-	-	127	110	-	(13)
上峰町 (14)	967	1	3	7	9	12	5	7	32	15	123	98	57	-	599	(14)
みやき町 (15)	1,772	5	9	37	39	35	50	49	137	318	422	471	201	-	-	(15)
玄海町 (16)	595	1	15	61	60	64	89	87	101	10	24	-	83	-	-	(16)
有田町 (17)	608	3	27	127	92	47	58	34	56	20	44	34	67	-	-	(17)
大町町 (18)	252	-	1	7	5	7	15	47	38	12	26	37	57	-	-	(18)
江北町 (19)	1,057	3	8	13	30	26	51	60	161	197	93	300	115	-	-	(19)
白石町 (20)	5,773	21	51	173	176	181	282	421	724	837	356	371	163	372	1,645	(20)
太良町 (21)	848	5	24	94	95	65	133	142	90	25	48	-	-	127	-	(21)

2 農業経営体（続き）

(5) 販売目的の水稻作付面積規模別経営体数

単位：経営体

県・市	計	0.1ha未満	0.1~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~7.5	7.5~10.0	10.0~15.0	15.0ha以上	
佐賀県 計 (1)	8,238	37	679	1,475	2,477	1,095	563	578	495	291	120	146	282	(1)
佐賀市 (2)	1,410	5	56	133	331	185	102	162	171	103	48	45	69	(2)
唐津市 (3)	1,526	11	170	333	508	241	103	90	37	14	5	5	9	(3)
鳥栖市 (4)	154	-	4	16	46	20	9	15	17	9	-	6	12	(4)
多久市 (5)	325	1	37	74	103	47	15	15	17	8	1	4	3	(5)
伊万里市 (6)	1,121	5	87	237	449	162	73	67	31	5	3	-	2	(6)
武雄市 (7)	193	-	7	37	54	16	9	6	10	5	3	17	29	(7)
鹿島市 (8)	302	1	55	76	96	18	13	12	7	5	1	3	15	(8)
小城市 (9)	273	1	11	23	43	22	11	27	38	30	15	15	37	(9)
嬉野市 (10)	592	3	88	177	197	50	22	23	13	4	2	6	7	(10)
神埼市 (11)	462	1	17	56	99	87	61	51	43	19	4	7	17	(11)
吉野ヶ里町 (12)	83	-	5	9	30	15	5	4	2	3	2	2	6	(12)
基山町 (13)	83	-	14	19	27	12	3	3	2	1	-	-	2	(13)
上峰町 (14)	38	-	2	2	7	8	3	2	-	3	1	3	7	(14)
みやき町 (15)	200	-	7	15	44	24	25	11	13	16	12	10	23	(15)
玄海町 (16)	244	2	13	40	101	41	24	14	7	1	-	-	1	(16)
有田町 (17)	365	5	43	93	146	34	20	10	8	4	1	-	1	(17)
大町町 (18)	46	-	1	4	11	5	6	9	5	1	1	-	3	(18)
江北町 (19)	138	1	10	14	25	21	12	8	13	12	5	6	11	(19)
白石町 (20)	461	-	20	40	75	71	41	44	61	48	16	17	28	(20)
太良町 (21)	222	1	32	77	85	16	6	5	-	-	-	-	-	(21)

2 農業経営体（続き）

(6) 農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

県・市町	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万～1億	1億円以上						
											小計	1億円	2億円	3億円	4億円		5億円以上
佐賀県 計 (1)	12,403	620	2,662	1,802	2,216	1,117	1,480	1,735	398	215	158	89	29	18	6	16	(1)
佐賀市 (2)	1,981	141	313	248	340	203	290	328	77	27	14	7	3	1	2	1	(2)
唐津市 (3)	2,313	98	484	349	375	172	268	410	78	43	36	19	4	7	1	5	(3)
鳥栖市 (4)	181	7	43	39	31	13	19	10	9	7	3	1	-	-	-	2	(4)
多久市 (5)	434	2	114	82	107	36	44	35	4	6	4	1	2	-	1	-	(5)
伊万里市 (6)	1,382	70	455	282	241	73	101	111	17	12	20	13	3	2	-	2	(6)
武雄市 (7)	365	12	82	44	59	30	36	56	23	17	6	3	2	-	-	1	(7)
鹿島市 (8)	677	53	134	81	127	71	89	90	14	14	4	3	1	-	-	-	(8)
小城市 (9)	505	19	90	52	67	49	74	101	30	15	8	5	3	-	-	-	(9)
嬉野市 (10)	749	66	292	139	97	33	49	55	10	5	3	2	-	-	-	1	(10)
神埼市 (11)	593	24	88	71	153	77	88	68	11	6	7	2	1	4	-	-	(11)
吉野ヶ里町 (12)	117	-	30	24	24	8	11	12	4	2	2	1	1	-	-	-	(12)
基山町 (13)	113	8	36	24	22	12	2	6	3	-	-	-	-	-	-	-	(13)
上峰町 (14)	61	7	12	6	13	3	5	7	7	1	-	-	-	-	-	-	(14)
みやき町 (15)	266	16	48	40	46	21	24	44	17	8	2	2	-	-	-	-	(15)
玄海町 (16)	304	9	79	46	45	16	24	50	16	9	10	2	4	1	2	1	(16)
有田町 (17)	427	32	194	92	47	21	21	7	3	3	7	6	-	1	-	-	(17)
大町町 (18)	60	3	12	5	12	7	10	6	3	2	-	-	-	-	-	-	(18)
江北町 (19)	187	5	20	22	43	23	20	37	10	4	3	2	-	-	-	1	(19)
白石町 (20)	1,204	28	23	90	264	201	247	257	55	24	15	11	2	2	-	-	(20)
太良町 (21)	484	20	113	66	103	48	58	45	7	10	14	9	3	-	-	2	(21)

2 農業経営体（続き）

(7) 農産物販売金額1位の部門別経営体数

単位：経営体

県・市町	計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産
佐賀県 計 (1)	11,783	5,769	94	82	209	1,452	1,592	1,764	190	158	29	346	18	74	-	6 (1)
佐賀市 (2)	1,840	1,108	39	20	2	123	310	144	50	19	4	12	2	7	-	- (2)
唐津市 (3)	2,215	876	-	19	58	215	431	398	53	32	8	106	3	14	-	2 (3)
鳥栖市 (4)	174	138	1	3	-	9	15	2	-	-	-	-	-	6	-	- (4)
多久市 (5)	432	233	2	1	-	13	17	139	2	1	2	17	1	3	-	1 (5)
伊万里市 (6)	1,312	835	9	4	5	46	96	242	6	16	-	44	-	9	-	- (6)
武雄市 (7)	353	153	2	2	10	30	60	35	2	3	1	47	4	4	-	- (7)
鹿島市 (8)	624	139	-	4	2	87	81	270	16	3	1	19	1	1	-	- (8)
小城市 (9)	486	225	7	3	-	34	74	121	2	10	2	8	-	-	-	- (9)
嬉野市 (10)	683	460	-	4	122	9	40	12	8	12	1	9	1	5	-	- (10)
神埼市 (11)	569	393	11	7	-	17	109	11	5	11	2	1	-	2	-	- (11)
吉野ヶ里町 (12)	117	77	-	2	1	5	23	4	3	1	1	-	-	-	-	- (12)
基山町 (13)	105	69	2	1	1	10	8	5	1	4	1	2	-	-	-	1 (13)
上峰町 (14)	54	36	-	-	-	3	6	5	-	-	-	4	-	-	-	- (14)
みやき町 (15)	250	182	1	1	2	8	40	5	7	1	1	1	-	-	-	1 (15)
玄海町 (16)	295	144	-	4	3	25	37	54	1	-	3	23	1	-	-	- (16)
有田町 (17)	395	316	5	1	-	10	20	17	1	6	-	8	1	10	-	- (17)
大町町 (18)	57	39	4	3	-	1	7	1	2	-	-	-	-	-	-	- (18)
江北町 (19)	182	83	3	2	-	38	19	26	4	3	-	3	-	1	-	- (19)
白石町 (20)	1,176	170	8	1	1	733	175	14	18	31	1	23	-	-	-	1 (20)
太良町 (21)	464	93	-	-	2	36	24	259	9	5	1	19	4	12	-	- (21)

2 農業経営体（続き）

(8) 青色申告を行っている経営体数

(9) データを活用した農業を行っている経営体数

県・市町	計	単位：経営体					計	データを 活用した農業を 行っていない 経営体	単位：経営体					計
		青色申告を 行っていない 経営体	青色申告を行っている経営体						データを活用した農業を行っている経営体					
			小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義			小計 (実数)	気象・市況等の データを見て農 業	農作業履歴等の データをパソコン 等で記録	機器・センサーを 用いて生育状況等 のデータを計測・ 取得し分析	データ分析を活 用した営農上の サービスやサ ポートを利用	
佐賀県 計 (1)	12,403	6,145	6,258	2,860	2,986	412	12,403	7,351	5,052	4,581	1,348	480	626	(1)
佐賀市 (2)	1,981	940	1,041	496	480	65	1,981	1,060	921	854	267	70	86	(2)
唐津市 (3)	2,313	1,156	1,157	551	541	65	2,313	1,374	939	836	240	147	126	(3)
鳥栖市 (4)	181	90	91	50	36	5	181	105	76	67	25	8	7	(4)
多久市 (5)	434	224	210	96	101	13	434	282	152	140	27	8	15	(5)
伊万里市 (6)	1,382	650	732	311	359	62	1,382	981	401	360	91	27	47	(6)
武雄市 (7)	365	240	125	69	47	9	365	240	125	107	45	24	20	(7)
鹿島市 (8)	677	290	387	170	195	22	677	483	194	171	51	17	36	(8)
小城市 (9)	505	225	280	140	124	16	505	308	197	178	62	19	27	(9)
嬉野市 (10)	749	531	218	110	90	18	749	519	230	190	71	16	32	(10)
神埼市 (11)	593	311	282	136	126	20	593	287	306	274	87	30	45	(11)
吉野ヶ里町 (12)	117	71	46	25	21	-	117	68	49	46	14	4	5	(12)
基山町 (13)	113	68	45	28	14	3	113	75	38	34	17	4	5	(13)
上峰町 (14)	61	39	22	10	9	3	61	40	21	21	5	1	3	(14)
みやき町 (15)	266	141	125	75	45	5	266	123	143	136	49	11	16	(15)
玄海町 (16)	304	173	131	84	41	6	304	182	122	108	27	24	14	(16)
有田町 (17)	427	214	213	77	111	25	427	299	128	113	26	5	12	(17)
大町町 (18)	60	31	29	16	13	-	60	22	38	32	17	4	3	(18)
江北町 (19)	187	84	103	46	52	5	187	92	95	89	36	10	14	(19)
白石町 (20)	1,204	382	822	291	483	48	1,204	574	630	588	157	42	94	(20)
太良町 (21)	484	285	199	79	98	22	484	237	247	237	34	9	19	(21)

2 農業経営体（続き）

(10) 農畜産物の輸出を行っている経営体数

単位：経営体

県・市町	合計	海外向けに出荷していない経営体	海外向けに出荷（輸出）している経営体												
			計	販売金額も数量も把握していない経営体	販売金額又は数量を把握している経営体の販売金額割合										8割以上
					小計	1割未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～8			
佐賀県 計	(1)	12,403	12,321	82	43	39	11	6	4	4	1	3	2	8	(1)
佐賀市	(2)	1,981	1,972	9	3	6	1	-	1	-	1	1	-	2	(2)
唐津市	(3)	2,313	2,286	27	16	11	6	-	1	-	-	1	2	1	(3)
鳥栖市	(4)	181	179	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(4)
多久市	(5)	434	434	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(5)
伊万里市	(6)	1,382	1,370	12	9	3	1	1	-	-	-	-	-	1	(6)
武雄市	(7)	365	363	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	(7)
鹿島市	(8)	677	673	4	2	2	-	-	-	-	-	1	-	1	(8)
小城市	(9)	505	502	3	1	2	1	-	-	1	-	-	-	-	(9)
嬉野市	(10)	749	745	4	-	4	-	2	1	1	-	-	-	-	(10)
神埼市	(11)	593	593	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(11)
吉野ヶ里町	(12)	117	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(12)
基山町	(13)	113	112	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	(13)
上峰町	(14)	61	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14)
みやき町	(15)	266	266	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)
玄海町	(16)	304	300	4	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	(16)
有田町	(17)	427	426	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(17)
大町町	(18)	60	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(18)
江北町	(19)	187	186	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	(19)
白石町	(20)	1,204	1,194	10	5	5	1	1	-	2	-	-	-	1	(20)
太良町	(21)	484	482	2	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	(21)

2 農業経営体（続き）

(11) 農業生産関連事業の加工品等の輸出を行っている経営体数

単位：経営体

県・市町	合計	海外向けに出荷していない経営体	海外向けに出荷（輸出）している経営体												
			計	売上金額も数量も把握していない経営体	売上金額又は数量を把握している経営体の売上金額割合										8割以上
					小計	1割未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～8			
佐賀県 計 (1)	12,403	12,394	9	6	3	-	-	-	-	-	-	-	2	1	(1)
佐賀市 (2)	1,981	1,980	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	(2)
唐津市 (3)	2,313	2,311	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3)
鳥栖市 (4)	181	181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(4)
多久市 (5)	434	434	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(5)
伊万里市 (6)	1,382	1,381	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(6)
武雄市 (7)	365	365	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
鹿島市 (8)	677	677	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(8)
小城市 (9)	505	505	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)
嬉野市 (10)	749	747	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	(10)
神埼市 (11)	593	592	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(11)
吉野ヶ里町 (12)	117	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(12)
基山町 (13)	113	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(13)
上峰町 (14)	61	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14)
みやき町 (15)	266	266	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)
玄海町 (16)	304	304	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
有田町 (17)	427	427	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(17)
大町町 (18)	60	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(18)
江北町 (19)	187	187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
白石町 (20)	1,204	1,202	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	(20)
太良町 (21)	484	484	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(21)

2 農業経営体（続き）

(12) 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）

単位：経営体

県・市町	計	農業所得主経営体				農外所得主経営体				
		小計	主業経営体	65歳未満の 農業専従者 がいる	主業経営体 以外	小計	準主業経営体	65歳未満の 農業専従者 がいる	準主業経 営体 以外	
佐賀県 計 (1)	11,581	7,410	3,433	3,024	3,977	4,171	1,261	383	2,910	(1)
佐賀市 (2)	1,786	1,186	602	531	584	600	208	70	392	(2)
唐津市 (3)	2,227	1,496	750	691	746	731	205	68	526	(3)
鳥栖市 (4)	160	96	30	24	66	64	16	5	48	(4)
多久市 (5)	426	267	83	72	184	159	46	7	113	(5)
伊万里市 (6)	1,349	654	230	201	424	695	153	40	542	(6)
武雄市 (7)	294	196	94	82	102	98	26	10	72	(7)
鹿島市 (8)	628	439	179	163	260	189	57	20	132	(8)
小城市 (9)	447	358	172	143	186	89	37	11	52	(9)
嬉野市 (10)	708	322	121	103	201	386	83	20	303	(10)
神埼市 (11)	543	376	140	117	236	167	66	19	101	(11)
吉野ヶ里町 (12)	102	55	25	17	30	47	12	1	35	(12)
基山町 (13)	104	54	19	12	35	50	12	3	38	(13)
上峰町 (14)	50	31	14	11	17	19	8	1	11	(14)
みやき町 (15)	223	162	74	63	88	61	16	6	45	(15)
玄海町 (16)	300	175	107	100	68	125	56	10	69	(16)
有田町 (17)	405	149	47	34	102	256	68	22	188	(17)
大町町 (18)	55	44	19	17	25	11	4	1	7	(18)
江北町 (19)	167	117	65	59	52	50	27	12	23	(19)
白石町 (20)	1,138	919	519	451	400	219	113	46	106	(20)
太良町 (21)	469	314	143	133	171	155	48	11	107	(21)

2 農業経営体（続き）

(13) 年齢階層別基幹の農業従事者数（個人経営体）

県・市町	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	平均年齢	歳
佐賀県 計 (1)	15,867	13	72	168	225	410	705	800	727	915	1,432	2,409	3,280	2,583	1,280	848	66.2	(1)
佐賀市 (2)	2,426	—	11	24	27	77	121	156	112	174	226	337	448	352	213	148	65.6	(2)
唐津市 (3)	3,544	5	16	36	57	78	162	198	190	196	336	532	740	594	261	143	65.7	(3)
鳥栖市 (4)	163	—	—	—	1	3	10	15	4	6	5	24	36	36	16	7	67.8	(4)
多久市 (5)	485	—	2	4	4	5	15	20	17	21	32	81	122	83	48	31	68.9	(5)
伊万里市 (6)	1,556	—	2	12	14	16	57	54	56	56	126	254	372	299	152	86	68.8	(6)
武雄市 (7)	393	—	3	5	7	10	18	13	32	22	28	68	70	50	36	31	66.0	(7)
鹿島市 (8)	906	—	4	9	2	26	40	29	31	54	66	146	197	170	80	52	67.6	(8)
小城市 (9)	657	1	2	8	6	24	41	29	31	38	64	106	142	107	33	25	64.9	(9)
嬉野市 (10)	655	—	2	6	7	15	21	30	22	36	52	77	155	122	69	41	68.2	(10)
神埼市 (11)	648	—	—	8	10	20	7	29	39	32	55	99	144	112	51	42	67.5	(11)
吉野ヶ里町 (12)	126	—	1	1	2	3	4	8	2	3	10	24	30	21	10	7	67.4	(12)
基山町 (13)	125	—	—	—	1	2	5	2	5	2	5	25	32	22	12	12	70.3	(13)
上峰町 (14)	64	—	1	—	—	3	4	3	—	4	5	8	17	12	5	2	66.4	(14)
みやき町 (15)	301	—	4	3	12	3	12	19	14	11	25	48	52	49	24	25	66.1	(15)
玄海町 (16)	487	—	2	9	10	13	31	24	33	37	39	70	96	73	28	22	64.1	(16)
有田町 (17)	351	—	4	3	4	9	6	10	12	12	33	57	81	51	31	38	68.9	(17)
大町町 (18)	62	—	—	—	1	2	2	2	2	6	10	13	15	4	3	2	64.9	(18)
江北町 (19)	274	—	4	2	5	12	21	17	15	16	32	48	42	36	14	10	62.5	(19)
白石町 (20)	1,993	5	12	31	47	75	111	110	73	144	221	322	365	279	130	68	63.7	(20)
太良町 (21)	651	2	2	7	8	14	17	32	37	45	62	70	124	111	64	56	67.3	(21)

2 農業経営体（続き）

(14) 農業に従事した役員・構成員（経営主を含む）の状況（団体経営体）

県・市町	計		内部労働力（農業に従事した者）				
	実経営体数	実人数	男		女		
			実経営体数	実人数	実経営体数	実人数	
	経営体	人	経営体	人	経営体	人	
佐賀県 計 (1)	822	10,091	814	9,063	354	1,028	(1)
佐賀市 (2)	195	2,035	194	1,797	85	238	(2)
唐津市 (3)	86	386	84	310	44	76	(3)
鳥栖市 (4)	21	225	21	190	8	35	(4)
多久市 (5)	8	26	8	20	3	6	(5)
伊万里市 (6)	33	297	32	276	10	21	(6)
武雄市 (7)	71	1,577	70	1,502	29	75	(7)
鹿島市 (8)	49	644	48	601	14	43	(8)
小城市 (9)	58	888	57	718	42	170	(9)
嬉野市 (10)	41	589	41	521	19	68	(10)
神埼市 (11)	50	596	50	562	15	34	(11)
吉野ヶ里町 (12)	15	196	15	176	8	20	(12)
基山町 (13)	9	36	9	27	3	9	(13)
上峰町 (14)	11	161	11	142	7	19	(14)
みやき町 (15)	43	485	43	463	12	22	(15)
玄海町 (16)	4	28	4	18	2	10	(16)
有田町 (17)	22	182	22	177	2	5	(17)
大町町 (18)	5	55	5	43	2	12	(18)
江北町 (19)	20	229	19	220	7	9	(19)
白石町 (20)	66	1,363	66	1,232	34	131	(20)
太良町 (21)	15	93	15	68	8	25	(21)

3 林業経営体
 (1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

県・市町	合計	法人化している													地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体	任意団体	
		計	農事組合法人	会社				各種団体				その他の法人							
				小計	株式会社	合名・合資会社	合同会社	相互会社	小計	農協	森林組合		その他の各種団体						
佐賀県 計 (1)	219	37	-	7	7	-	-	-	-	25	1	24	-	5	12	170	156	14	(1)
佐賀市 (2)	48	6	-	2	2	-	-	-	-	4	-	4	-	-	2	40	37	3	(2)
唐津市 (3)	63	7	-	2	2	-	-	-	-	5	1	4	-	-	1	55	53	2	(3)
鳥栖市 (4)	6	4	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	1	-	2	2	-	(4)
多久市 (5)	9	5	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	1	1	3	1	2	(5)
伊万里市 (6)	11	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	2	7	6	1	(6)
武雄市 (7)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(7)
鹿島市 (8)	15	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	13	11	2	(8)
小城市 (9)	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	5	2	(9)
嬉野市 (10)	8	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	6	6	-	(10)
神埼市 (11)	11	2	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	9	9	-	(11)
吉野ヶ里町 (12)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(12)
基山町 (13)	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	1	-	(13)
上峰町 (14)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14)
みやき町 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)
玄海町 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
有田町 (17)	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	6	2	(17)
大町町 (18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(18)
江北町 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
白石町 (20)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)
太良町 (21)	24	4	-	1	1	-	-	-	-	2	-	2	-	1	1	19	19	-	(21)

3 林業経営体（続き）

(2) 保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

県・市町	計	保有山林 なし	3ha未満	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500	500～1,000	1,000ha以上	
佐賀県 計 (1)	219	2	8	56	53	46	15	13	7	11	6	2	(1)
佐賀市 (2)	48	-	1	12	9	13	4	4	2	1	-	2	(2)
唐津市 (3)	63	1	4	10	18	15	8	2	2	2	1	-	(3)
鳥栖市 (4)	6	-	-	-	2	2	1	1	-	-	-	-	(4)
多久市 (5)	9	-	-	2	2	2	-	2	-	-	1	-	(5)
伊万里市 (6)	11	-	1	3	2	1	-	1	2	1	-	-	(6)
武雄市 (7)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(7)
鹿島市 (8)	15	-	-	3	2	6	1	1	1	1	-	-	(8)
小城市 (9)	8	-	-	3	2	2	-	-	-	-	1	-	(9)
嬉野市 (10)	8	-	1	2	1	3	-	-	-	1	-	-	(10)
神埼市 (11)	11	1	-	3	5	1	-	-	-	1	-	-	(11)
吉野ヶ里町 (12)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(12)
基山町 (13)	3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	(13)
上峰町 (14)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14)
みやき町 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)
玄海町 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
有田町 (17)	9	-	-	6	-	1	-	-	-	2	-	-	(17)
大町町 (18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(18)
江北町 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)
白石町 (20)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)
太良町 (21)	24	-	1	11	9	-	-	1	-	-	2	-	(21)

III 調査の概要

【調査の概要】

1 調査の目的

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として、我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の沿革

農林業センサスは、1950 年（昭和 25 年）に始まり、5 年ごとに実施しており、これまでに 16 回実施している。

3 調査の根拠法令

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づいて実施している。

4 調査体系

農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する農林業経営体調査と、農山村の現状を把握するために全国の市区町村や農業集落を対象に実施する農山村地域調査に大別される。

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業 経営体 調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 ^注	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)
農山村 地域 調査	【市区町村調査】 全ての市区町村	農林水産省 調査対象 (市区町村)
	【農業集落調査】 全域が市街化区域に含まれる農業集落及び農林業経営体調査客体候補一覧表に記載された者がいない農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 (民間事業者) 調査対象 (集落精通者)

注：試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

5 調査の対象

調査の対象は以下に掲げる全国の農林業経営体、市区町村及び農業集落である。

(1) 農林業経営体調査

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」を対象とする。

農林業経営体の定義は「用語の解説」を参照。

(2) 農山村地域調査

①市区町村調査

全ての市区町村を対象とする。

②農業集落調査

全域が市街化区域に含まれる農業集落及び農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落を除く全ての農業集落を対象とする。

6 抽出（選定）方法

(1) 農林業経営体調査

調査実施年の2月1日現在の全ての農林業経営体。

(2) 農山村地域調査

①市区町村調査

調査実施年の2月1日現在の全ての市区町村。

②農業集落調査

調査実施年の2月1日現在、全域が市街化区域に含まれる農業集落及び農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落を除く全ての農業集落。

7 調査事項

(1) 農林業経営体調査

①経営の態様

②世帯の状況

③農業労働力

④経営耕地面積等

⑤農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況

⑥農産物の販売金額等

⑦農作業受託の状況

⑧農業経営の特徴

⑨農業生産関連事業

⑩保有山林面積

⑪育林面積等及び素材生産量

⑫林業労働力

⑬林産物の販売金額等

⑭林業作業の委託及び受託の状況

⑮その他農林業経営体の現況

(2) 農山村地域調査（市区町村用）

①総土地面積・林野面積

(3) 農山村地域調査（農業集落用）

①地域資源の保全状況・活用状況

②その他農山村地域の現況

8 調査の時期

(1) 調査期日

調査実施年の2月1日現在（5年周期（西暦の末尾が）0と5の年）

(2) 調査票の配布・回収

①農林業経営体調査（②を除く）

調査票の配布：令和6年12月15日から

調査票の回収：調査員が随時回収（令和7年2月28日まで）

②農林業経営体調査（石川県一部地域）

ア 七尾市、志賀町及び穴水町

調査票の配布：令和7年2月から

調査票の回収：民間事業者が随時回収（令和7年7月まで）

イ 輪島市、珠洲市及び能登町

調査票の配布：令和7年5月から

調査票の回収：民間事業者が随時回収（令和7年9月まで）

③農山村地域調査（市区町村用）

調査票の配布：令和7年1月15日から

調査票の回収：随時回収（令和7年2月28日まで）

④農山村地域調査（農業集落用）

調査票の配布：令和7年10月1日から

調査票の回収：民間事業者が随時回収（令和7年12月31日まで）

なお、①、②及び④については、地域によって調査票の配布日及び回収期限が上記期間内において異なる。

また、期限までに回答のない場合は、調査員等が電話や訪問により督促し回収。

9 調査の方法

(1) 農林業経営体調査

①農林業経営体調査（②を除く。）

統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンライン（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））により回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行った。

なお、調査対象が郵送による提出を希望した場合は、郵送により回収する自計調査の方法により行った。

②農林業経営体調査（石川県一部地域（七尾市、志賀町、穴水町、輪島市、珠洲市及び能登町））

農林水産省が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。なお、調査対象から聞き取り調査（他計報告調査）の申出があった場合には、電話による聞き取りをする方法により行った。

また、郵送、オンライン又は電話により回答が得られない場合は、民間事業者の調査員が調査票の回収又は聞き取りをする方法により行った。

(2) 農山村地域調査

①農山村地域調査（市区町村用）

オンライン（電子メール）により配布・回収する自計調査の方法により行った。

②農山村地域調査（農業集落用）

農林水産省が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又はオンライン（民間事業者が開発するオンライン調査システム）により回収する自計申告の方法により行う。なお、報告者が聞き取りの調査（他計報告）を希望した場合は、電話により、報告者に対する聞き取りを行う。

ただし、郵送、オンライン又は電話により回答が得られない農業集落については、民間事業者の調査員が調査票の回収又は聞き取りをする方法により行う。

また、「最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間」及び農業集落の概況については、行政情報や民間データを活用して把握する。

10 集計・推計方法

(1) 結果の集計

①農林業経営体調査

全国、都道府県別及び市区町村別に単純積み上げにより算出している。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

(ア) 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

(イ) (ア)以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

②農山村地域調査

全国、都道府県別及び市区町村別に単純積み上げにより算出している。

11 利用上の注意

- (1) 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
「-」：調査は行ったが事実のないもの。
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。
- (2) 秘匿措置の方法は、次のとおりである。
統計数値については、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護する観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を講じている。
なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を講じる必要のない箇所についても「x」表示としている。
- (3) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。
- (4) この統計表の数値は「2025年農林業センサス（概数値）」（農林水産省）に基づき、本県分を独自に集計したものである。確定した詳細な数値は県ホームページに掲載（令和8年4月以降）する。
- (5) この統計表に掲載された数値を転載する場合は、「2025年農林業センサス（概数値）」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (6) 調査の回答状況

佐賀県における農林業経営体調査の回答状況は次のとおり

調査票配布対象数	有効回答数	有効回答率
調査票 12,538	調査票 12,497	% 99.7

注1：農林業経営体調査の「調査票配布数」とは、調査員が訪問し、農林業経営体に該当すると判定できた数である。

2：農林業経営体調査の「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

12 利活用事例

- (1) 「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づく交付金（農業行政費（経常経費、投資的経費）、林野行政費（経常経費、投資的経費））の算定資料
- (2) 特定農山村法に基づく特定農山村の要件である農林業従事者の割合、林野率の算出資料
- (3) 「植物防疫法」（昭和25年法律151号）に基づく指定有害動植物の発生予察事業への協力や病害虫防除所の運営に係る交付金の交付決定資料
- (4) 地域資源の保全管理政策の検討・推進資料
- (5) 「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本

計画」(令和7年4月11日閣議決定)の生産性の向上に関するKPI設定のための資料

- (6) 「森林・林業基本法」(昭和39年法律161号)に基づく「森林及び林業の動向に関する年次報告」における森林の所有構造等の分析資料
- (7) 森林環境譲与税の譲与基準
- (8) 各種統計調査の母集団情報として利用
(農林業センサスを母集団とする主な調査)
 - 農業経営統計調査
 - 作物統計調査
 - 農業構造動態調査
 - 畜産統計調査
 - 林業経営統計調査
 - 新規就農者調査
 - 容器包装利用・製造等実態調査
 - 6次産業化総合調査 など

13 用語の解説

【農林業経営体調査】

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- ① 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業
- ② 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ア 露地野菜作付面積 15 a
 - イ 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ウ 果樹栽培面積 10 a
 - エ 露地花き栽培面積 10 a
 - オ 施設花き栽培面積 250 m²
 - カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - キ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ク 豚飼養頭数 15 頭
 - ケ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - サ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- ③ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)
- ④ 農作業の受託の事業

農業経営体	⑤ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。） 農林業経営体のうち、①、②又は④のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、③又は⑤のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
(2) 組織形態別	
法人化している経営体 （法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社

	(第3セクター) もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当する。
(3) 労働力等	
経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
経営外部の人材	上記以外の者をいう。
雇用者	農作業（林業作業）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で農作業（林業作業）のために雇った人をいう。 年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。

臨時雇い

「常雇い」に該当しない日雇い・季節雇いなど、農作業（林業作業）のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、酪農ヘルパーなど、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農作業（林業作業）に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人が7か月未満で辞めた場合を含む。

(4) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- ① 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- ② 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- ③ 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- ④ 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりにあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- ⑤ 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- ⑥ 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- ⑦ 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- ⑧ 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- ① 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- ② 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- ③ 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- ④ 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- ⑤ ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきこの栽培を行っている敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。
- ⑥ 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- ⑦ 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- ⑧ 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- ⑨ 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- ① 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- ② ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p> <p>なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
畑のうち牧草専用	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <p>① 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。</p> <p>② 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。</p> <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
貸付耕地	<p>他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。</p>
所有耕地	<p>自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。</p>
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	<p>保有又は借り入れている山林、原野等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。</p>
施設園芸に利用したハウス・ガラス室	<p>ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のものは含めない。）。</p> <p>ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。</p> <p>ただし、水稻の育苗やきのこの栽培だけに使ったものは除いた。</p>
加温温室	<p>過去1年間に施設園芸に利用したハウス、ガラス室のうち、ボイラー等加熱施設により加温した施設をいう。</p>

(5) 農業生産

① 販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

② 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
和牛と乳用種の交雑種	乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。 なお、F1牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたF1クロス牛も含む。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。

(6) 農業物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
---------	---

(7) 農作業の受託

農作業の受託

農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。

(8) 農業生産関連事業

農業生産関連事業

自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当する。

農産物の加工

販売を目的として自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。

小売業

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

なお、自らが経営に参加していない直売所等で消費者に直接販売している場合は含まない。

観光農園

観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ、又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。

貸農園・体験農園など

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、料金を得ている事業をいう。

なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

再生可能エネルギー発電

農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいう。

(9) 農業経営の取組

青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。

正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	<p>化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当する。</p> <p>なお、以下の取組については有機農業に該当しない。</p> <p>① 科学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、 「減農薬栽培」</p> <p>② 化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合</p>
農業経営を行うためにデータを活用	<p>効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。</p>
気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいう。
機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	<p>データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。</p> <p>① 営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。</p> <p>② 可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。</p> <p>③ 普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。</p>

(10) 個人経営体

① 農業所得依存度別 (旧主副業別)

農業所得主経営体	世帯所得の50%以上が農業所得である個人経営体をいう。
農外所得主経営体	世帯所得の50%未満が農業所得である個人経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

② 農業従事者

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

(11) 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(12) 林業経営体

①山林及び林業作業

所有山林	<p>実際に所有している山林をいう。</p> <p>なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含む。</p>
貸付山林	<p>所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。</p>
借入山林	<p>山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含む。</p>
保有山林	<p>自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。</p> <p>保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林</p>
他に作業・管理を任せている山林	<p>保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。</p> <p>ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。</p>
他から作業・管理を任されている山林	<p>保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。</p> <p>ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。</p>
植林	<p>山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などをするをいう。</p>
下刈りなど	<p>林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。</p> <p>なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。</p>
間伐	<p>林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。</p> <p>このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。</p>
主伐	<p>一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。</p> <p>なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。</p>

② 素材生産

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。

素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立方メートル(m³)単位で表示する。

立木買いによる
素材生産

立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

③ 林産物の販売

林産物販売金額

過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。

用材

樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。

立木で

立木のまま販売したものをいう。

素材で

立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。

ほだ木用原木

保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。

特用林産物

保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。

主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。

【ホームページ掲載案内】

- この結果は、佐賀県ホームページの「さが統計情報館」で御覧いただけます。

【 <https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/default.html> 】

- 全国の調査結果等は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】

【お問合せ先】

佐賀県政策部統計分析課

電話：0952-25-7037

FAX：0952-25-7298

メール：toukeibunseki@pref.saga.lg.jp